

発行者 適格消費者団体 特定非営利活動法人とちぎ消費者リンク 理事長 山口 益弘

第10回通常総会の報告と2025（令和7）年度事業計画

2024年5月24（土）栃木県弁護士会館において総会を開催しました。個人正会員110名、団体正会員14団体のうち96名の出席があり（実出席21、書面出席75）、議案は全て承認されました。

第1号議案 2024年度事業報告・決算報告及び監査報告

第2号議案 2025年度事業計画及び予算承認の件



阿部検討委員長



山口理事長



服部事務局長

◆ 適格消費者団体の認定更新

・適格消費者団体の有効期限が6年とされ、認定の満了が2025（令和7）年6月25日とされているため、同年3月31日適格消費者団体の認定更新の申請を行いました。

認定の有効期限が2031（令和13）年6月25日に更新されました。

◆ 差止請求業務

・2025（令和7）年度は、現在宇都宮地方裁判所に係属中の2件の差止請求訴訟対応を引き続いていくことになります。現在、新規提訴を予定している案件はありませんが、申入れ活動によって事業者の改善がない時には、新たに訴訟提起することにもなります。

・引き続き、各種消費者被害情報の収集・調査・分析を行い、消費者被害の未然防止・拡大防止のため、不当な勧誘・約款等の使用に対する是正の申入れなどの活動を行います。

◆ 孤独・孤立、貧困と消費者被害

・適格消費者団体内でも、孤独・孤立、貧困と消費者被害の関連をふまえ、被害防止・回復のための連携がテーマにあがることもあり、当団体でもどのような活動ができるのかを検討する。

・消費者や事業者に対して消費者教育を行い、各種消費者施策に係る法律・規則・条例・制度について意見を発信します。

◆ 消費者団体・関係諸機関とのネットワークを構築します

・毎年2回実施されている全国の適格消費者団体連絡協議会へ出席して、情報交換をします。

・栃木県生活文化スポーツ部くらし安全安心課との意見・情報交換を引き続いて行います。

・県内の消費者団体とも、引き続き、情報交換をしていきます。

“縦横無尽な” ご講演ーとちぎ消費者リンク記念講演を振り返ってー

とちぎ消費者リンク理事 白鷗大学法学部教授 矢島秀和



京都産業大学法学部教授

坂東俊矢氏

圧巻の 90 分だったー。5 月 24 日に開催された、とちぎ消費者リンク総会にて、坂東俊矢先生(京都産業大学法学部)に登壇して頂いた記念講演「SNS やターゲティング広告で始まる消費者トラブルを考える視点」のことである。当日の記念講演の出席者は皆こうした感想を持ったのではないだろうか。パワーポイントを使用することができないというトラブルがあったものの、そうしたことなどものともせず駆け抜けていった坂東先生。御年 68 とは思えないパワー溢れる先生の話しぶりからは、この国から消費者被害を 1 つでもなくしたいという切実な思いだけでなく、そのために私たちには何ができるのか・何をすべきなのかという懊悩も同時に感じたのである。

坂東先生は弁護士と研究者の二足の草鞋を履いている。理論と実務に精通された消費者法分野の第一人者である。そうした坂東先生ならではの複眼的視点に立脚したご講演は学びに満ちていた。

例えば、ネットのターゲティング広告について、効果のある特定の消費者に向けて出しているのだから「勧誘」ではないのかという坂東先生の問題意識は、通時的に見て巧妙化・伏在化していく悪質事業者の勧誘手法に法が対峙していくために、「広告」と「勧誘」をめぐる伝統的な考え方の刷新を迫るものであるように思えた。また、消費者被害から身を守るためには各自が見聞きする事例を「他人事ではなく自分事」と捉える姿勢が大事であるが、坂東先生が講演の中で話されていた、グーグルのフォームズを講義で利用して学生に参加意識を持たせる試みなどは、坂東先生と同じく大学で教鞭を執る者の 1 人として学生に当事者意識を持たせるのに有益であると感じた。

なかでも感銘を受けたのは、若者が 1 人では問うことができないことを適格消費者団体が拾い上げて発信していくことこそ、我々の意義ではないかというご指摘である。現在の若者はアイフルがどういった会社なのかも知らないのかと一笑に付すことは容易いが、私たちは（全てではないものの）これが今の若者であると認識し、彼らの実態に目を向け、アドボケイトしていくことが大事なのではないかという感想を抱いた次第である。

以上は当日のご講演のごく一部について筆者が抱いた雑感であるが、最新の状況をフォローしつつ、まさに縦横無尽に消費者法の世界を駆け巡ることができた記念講演であった。もっとも、1 つ気がかりなのは、懇親会でも熱弁を振るわれ京都のご自宅に帰るにはギリギリの新幹線で帰宅された坂東先生が持参した栃木のお土産に、奥様は満足して頂けたか、ということである…。



株式会社オアシスに対する差止請求訴訟について

2024年5月20日、株式会社オアシス（本社 東京都渋谷区 以下オアシスという）に対して差止請求訴訟（不当行為や違法行為を止めさせるための法的手続き）を宇都宮地方裁判所に提起しました。

第6回期日 2025.5.15 WEBで会議が開かれ、双方の代理人が出席しました。

原告が被告準備書面に対する認否の書面を作成することになりました。

次回期日 2025年8月28日（木）午前11時30分～

訴訟の内容は以下の2点です。

- ① オアシスの利用規約では、最低利用期間である1年以内の解約については、初期設定費用（99,000円）を全額支払う必要がある旨を定めておりました。当団体では、まず、これが解約に伴う違約金を定めた条項であり、99,000円の違約金は平均的損害を超えるものとして消費者契約法9条1項1号により無効であること（不当条項）
- ② オアシスウェブサイトには、「通常99,000円」のところ「初期設定費用0円」、レンタルサーバーは「月額9,800円」で利用できる旨を表示していますが、その一方で、差止請求当時、上記ウェブサイト利用規約に定めた最低利用期間についての記載はなく、「月額9,800円を支払えば、いかなる場合も初期設定費用がかからず、レンタルサーバーを利用できる」かのような表示がなされており、これが景品表示法の有利誤認にあたること（不当表示）

株式会社ヤマウチに対する差止請求訴訟について

2025年2月25日、とちぎ消費者リンクは株式会社ヤマウチ（本社 香川県高松市、以下「ヤマウチ」といいます。）に対して差止請求訴訟（不当行為や違法行為を止めさせるための法的手続き）を宇都宮地方裁判所に提起しました。

本訴訟は、ヤマウチが運営するフィットネスクラブ「FIT365」の利用規約のうち、退会方法を店舗の専用端末機での手続きに限定する内容等について、利用の差止めを求める訴訟です。

第1回期日が2025.5.15に予定されておりましたが、被告から東京地方裁判所に移送申立てがなされたことにより、同期日が延期となりました。

移送申立てとは・・・事件を他の裁判所へ移すよう求めることです。仮に東京地方裁判所への移送申立てが認められれば、東京地方裁判所で訴訟が行われます。原告は令和7年5月23日に移送申立てを却下する（認めない）との決定を求める意見書を提出しました。

訴訟の内容は下記のとおりです。

- ① **退会方法の制限** ヤマウチは、退会する場合には店舗の専用端末機での手続きが必要と定めています。

会員が退会する場合には遠方に引っ越ししたり、体調の悪化により店舗に出向くことが難しくったりする消費者がいることが想定されます。連絡方法としては、電話、郵便、ファクシミリ、電子メール等もありますので、店舗の専用端末機に限定する合理的理由はなく、消費者の権利を制限しています。

- ② **施設の利用制限** ヤマウチは、フィットネスクラブの管理もしくはその他本部が必要と認めた場合に、施設の全部又は一部の利用を制限することがあり、これにより会員の会費等の支払義務が縮減され、また停止されることはないとしています。気象災害等によりヤマウチが会員に対してフィットネスクラブの利用を制限した場合でも、消費者が会費等を全額支払わなければならないとするのは、民法（536条）の考え方よりも消費者の権利を制限しています。

- ③ **賠償責任について**

◆ ヤマウチは、施設利用の際に発生した盗難、紛失については一切損害賠償責任を負わないと定めています。

ヤマウチに過失がある場合であっても一切損害賠償責任を負わないとするものですので、消費者契約法により無効となります。

◆ ヤマウチは、会員が自己の責めに帰すべき原因により本クラブの施設又は第三者に損害を与えた場合に、当該会員が18歳未満の場合にはその保護者が会員と連帯して負担すると定めています。

民法（714条）では未成年者の行為について親権者が責任を負う場合は限定されており、親権者が一律に連帯して責任を負うというのは消費者の義務を加重するものです。

国民生活センターより注意喚起情報 セルフホワイトニングの契約トラブル

相談事例

美容関連のアプリで歯のセルフホワイトニングの体験を予約してサロンに出向いた。担当者から機器の使用法の説明を聞いて自分で施術した。担当者から「定期的に施術したほうがよい」と言われ、10回分で3万円の回数券を勧められた。「今日だけのキャンペーン価格」と契約を急がされ、クレジットカードで決済した。冷静な判断ができないまま、契約をしてしまい、高額でもあるので解約したい。担当者から解約について説明はなく、書面も一切ない。帰宅後すぐ解約を申し出たが、解約不可といわれた。納得できない。

2025年4月30代女性

相談事例

インターネットで歯のセルフホワイトニングのサイトを見つけた。「月額制の通い放題」と書いてあったので、無料体験を予約し、サロンに出向いた。体験後、店員から「無料体験は今日契約する人だけの特典で、体験のみの場合は料金が発生する」と言われた。予約する際のサイトにはそのような説明はなかったが、体験が有料になるならと思い、その場で契約することにし、月額料金をクレジットカードで決済した。決済後に「クーリング・オフの適用はない。最低利用期間内に中途解約する場合は違約金がかかる」などの説明があった。次回の予約はせずにそのまま帰宅したが、体験の効果も感じられない。中途解約の違約金を支払わずにクーリング・オフで解約できないか。

2024年10月20代女性

消費者へのアドバイス

- * 自身で機器等を使用する「セルフ」の施術は、一般にクーリング・オフできません
- * “今日だけの特典”などと契約を急がされても、その場で契約せず、きっぱりと断りましょう。
- * 契約する際には契約期間や違約金の有無など、契約内容をよく確認しましょう
- * 不安に思った場合には、すぐに最寄りの消費生活センター等に相談しましょう。

消費者ホットライン「188(いやや)」番

お住いの地域の消費生活センター等をご案内する全国共通の3桁の電話番号です。

国民生活センターホームページより引用

情報提供にご協力ください

商品を購入した時、勧誘を受けた時、広告の表示に関して「おかしい」「納得いかない」などということはありませんか？みなさまからの情報提供が消費者被害を防ぎます！電話、ホームページでお知らせ下さい。お寄せいただいた情報を検討し、事業者に対して不当な行為をやめるよう求めることができます。ただし、事案の経過などについては、お知らせできませんのでご了承ください。

情報提供の方法:お電話・ファックス 028-678-8000

とちぎ消費者リンクホームページ内「情報提供のお願い」にフォーマットがございます。